

議案第29号

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合体育館のトレーニング室を廃止し、新たに軽運動室を設置するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第12条本文中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表の1 競技施設使用料中備考以外の部分を次のように改める。

1 競技施設使用料

使用区分			午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は閉館後の1時間
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで	
専用 使用	主競技場（アリーナ）		円			円	円
			南半面 1,750	南半面 2,040	南半面 750		
	北半面 1,750	北半面 2,040	北半面 750				
	多目的ホール		1,740	2,020	750		
	柔道場		1,740	2,020	750		
	剣道場		1,740	2,020	750		
	軽運動室		1,740	2,020	750		
みんなのスポーツルーム		/			1,920	710	
個人 使用	1回券	主競技場、多目的ホール、柔道場、剣道場、軽運動室	大人	210		210	/
			小人（小中学生）	100		100	/
			小学生未満	無料		無料	/

	みんなのスポーツルーム	大人		210	
		小人（小学生）	無料		
		小学生未満	無料		
回数券	主競技場、多目的ホール、柔道場、剣道場、軽運動室	大人	2,100		
		小人（小中学生）	1,000		
	みんなのスポーツルーム	大人		2,100	

別表の1 競技施設使用料備考1中「（トレーニング室を除く。）」を削る。

附 則

この条例は令和3年7月1日から施行する。